

建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）の一部の施行期日を平成十五年七月一

日とする事。

政令第 号

建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十五年七月一日とする。

理由

建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。